

【賃貸借契約解約通知時の注意事項】

※解約通知申請時は下記項目を確認・同意の上、申請を行ってください。

①通知

- ・解約日は、通知日から解約予告期間経過後の日付以降を設定可能です。
- ・借主様が本解約通知後、解約及び明け渡しを撤回、または延期することはできません。但し、貸主及び所有者の承諾があれば、解約及び明け渡しの撤回、または延期ができる場合があります。
- ・借主様の都合による撤回または延期によって損害金が発生した場合は、借主様に損害金の全額をご負担いただきます。

②ライフライン関係の停止

- ・お部屋でご契約の電気、水道の解約日は退去立会日と同日でお手続きください。電気・水道が退去立会時に停止していた場合、お部屋の確認ができなくなる可能性があります。当日退去が完了できないことがあります。
 - ・ガスについては入居者様ご自身でお部屋での立会が必要な場合がありますので、**必ず退去立会開始時までにガス閉栓のお手続きを終えてください。**
- ※ガス閉栓立会業者はピンポイントでの時間指定ができないことが多い為、ご注意ください。
※弊社にて閉栓手続きの立会を代理で行うことはできません。
お手続きが未完了のまま退去され、現地対応が発生した場合は、緊急対応料金として30,000円（税別）を徴収いたします。
- ・ご自身でご契約されたインターネットのルーター、配線は全てご自身で返却、撤去してください。
 - ・ご入居時に宅配ボックスのカードキー等に利用者登録をされている方は、退去立会の鍵返却より前に登録解除の手続きを済ませてください。
 - ・宅配ボックスにご自身の荷物が届いてないかどうか、お届け先変更のお手続き及び、配達中の荷物の有無を必ず確認してください。
- ※万が一、退去後に誤って宅配ボックスへ荷物が配達された場合も、**弊社での現地対応（荷物の引受・引渡し）はできません。**
どうしても現地対応が発生した場合は、緊急対応料金として30,000円（税別）を徴収いたします。

③退去立会

- ・弊社提携立会業者より事前に退去立会の日時調整のご連絡をいたします。当日は必ず在宅するようお願いいたします。
- ・退去立会時までに全ての家財を居室内から撤去してください。退去立会時は立会業者にてお部屋の状態の確認後、原状回復費用等の確認、全ての鍵の引き渡しを行っていただき、退去完了となります。退去立会后にお部屋に入ることはできません。
- ・入居時に付属していた取扱説明書は残置しておいて下さい。
- ・退去立会いや原状回復工事の際に借主との連絡・調整が必要な為、貸主が取得した借主の個人情報、各種工事業者等の第三者に提供します。

④退去後の精算

- ・日割家賃返金、敷金、原状回復費用請求、その他未払い請求などを精算します。精算でご請求が発生した場合、ご請求書をお送り致しますので、お支払いをお願いいたします。ご返金がある場合は、解約日が毎月20日までのものを翌月20日にご返金させていただきます。ただし、ご返金日の20日が土日祝日の場合は翌銀行営業日の対応となります。

【火災保険解約のご案内】

- 火災保険の解約はご自身で、ご加入の保険会社へ解約の申し入れを行ってください。
- ※解約日は、賃貸借契約の解約日をご指定ください。解約日の翌日以降は、保険契約は無効になります。保険契約が無効の状態、万が一、借主様原因の事故が発生した場合、その損害賠償請求は借主様の全額自己負担となります。

◆フレックス少額短期保険（株式会社F.I.S）にご加入の方

フレックス少額短期保険WEBサイトにて解約手続きを行うか、
お客様専用ダイヤル0120-77-2094（平日10:00～17:00）まで直接、解約の旨をご連絡ください。
フレックス少額短期保険WEBサイト：<http://flex-ins.co.jp/cancel-request>

MEIKO TRADING®

株式会社 明光トレーディング